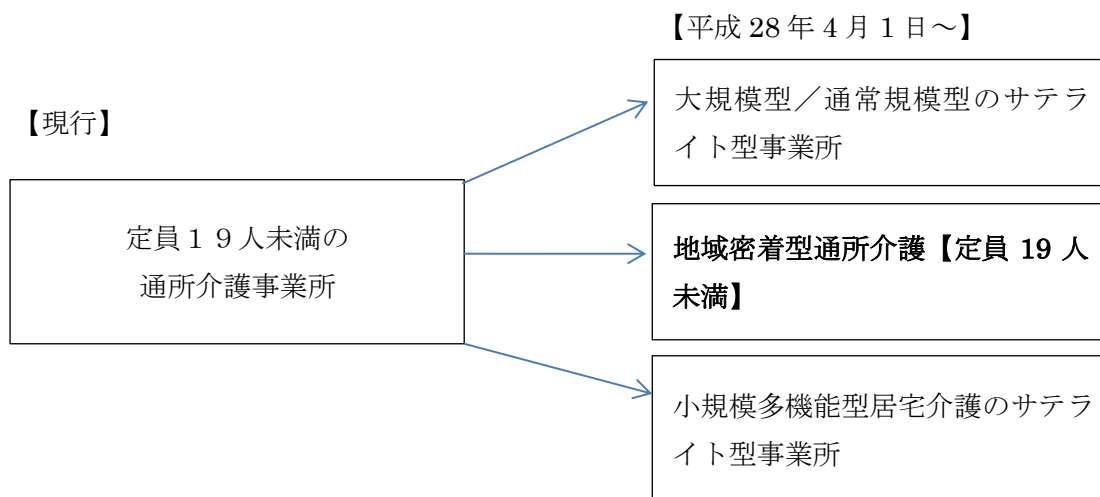


## 地域密着型通所介護への移行に係る事業所説明会資料

### 1 制度の概要

平成28年4月1日から、利用定員が19人未満の通所介護事業所は、「**地域密着型通所介護事業所**」となります

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員19人未満）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられることになりました。



### 2 地域密着型通所介護に移行した場合の変更点等

- ①指定権者（新規申請や変更の届出先）が東京都から東久留米市になります。
- ②平成28年4月1日以降は、原則、東久留米市の被保険者（東久留米市に住民登録がある住所地特例者を含む）しか利用できません。  
※平成28年3月31日において、地域密着型となる通所介護事業所を利用している他市町村の利用者については、4月1日以降も継続して利用できます。
- ③「運営推進会議」を設置し、6か月に1回開催しなければなりません。
- ④報酬区分（単価）は、前年度の利用者数の実績にかかわらず、現在の小規模型通所介護費相当となります。
- ⑤介護予防通所介護は、地域密着型サービスには移行しません。

### 3 地域密着型通所介護事業所の判断基準

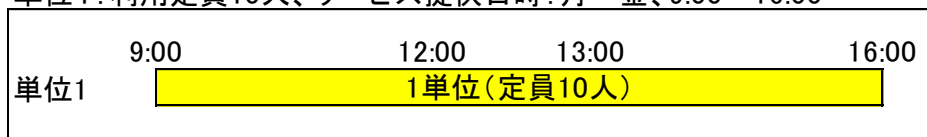
- ①「通所介護」と「地域密着型通所介護」の区別は、事業所の利用定員（同時にサービス提供が可能な利用者数の上限）により判断します。
- ②サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、事業所全体の利用定員（サテライト事業所がある場合は、本体事業所とサテライト事業所の利用定員の合計）で判断します。

#### ●地域密着型通所介護事業所となる事例

（同時にサービス提供が可能な利用者数が19人未満）

##### 【ケース1】終日1単位で実施

単位1：利用定員10人、サービス提供日時：月～金、9:00～16:00



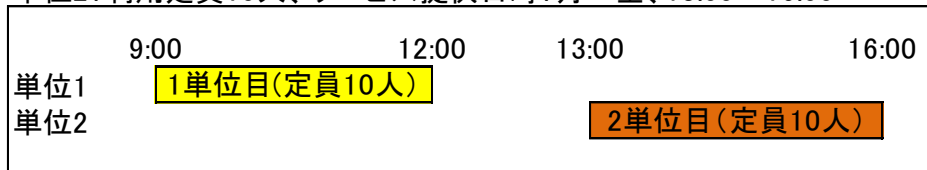
→同時にサービス提供が可能な利用者数：10人

.....

##### 【ケース2】午前と午後の2単位で実施

単位1：利用定員10人、サービス提供日時：月～金、9:00～12:00

単位2：利用定員10人、サービス提供日時：月～金、13:00～16:00



→同時にサービス提供が可能な利用者数：10人

※サービス提供時間が異なる場合は、利用定員は合算しない

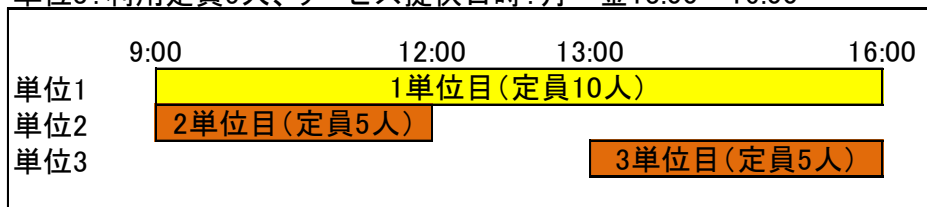
.....

##### 【ケース3】終日と午前と午後の3単位で実施

単位1：利用定員10人、サービス提供日時：月～金、9:00～16:00

単位2：利用定員5人、サービス提供日時：月～金、9:00～12:00

単位3：利用定員5人、サービス提供日時：月～金13:00～16:00



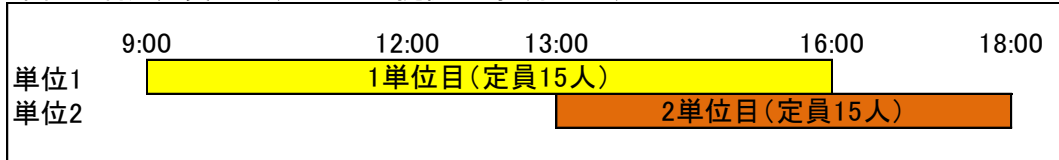
→同時にサービス提供が可能な利用者数：15人

※サービス提供時間が重複する場合は、利用定員を合算する

●地域密着型通所介護事業所とならない事例  
 (同時にサービス提供が可能な利用者数が19人以上)

**【ケース4】サービス提供時間の異なる2単位で実施**

単位1: 利用定員15人、サービス提供日時: 月～金、9:00～16:00  
 単位2: 利用定員15人、サービス提供日時: 月～金、13:00～18:00

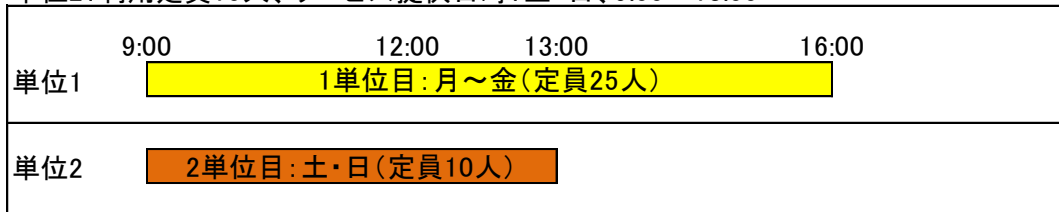


→同時にサービス提供が可能な利用者数: 30人  
 ※単位ごとの利用定員が19人未満でも、事業所全体で同時にサービス提供が可能な利用者数が19人以上になる場合は、通所介護事業所となる

.....

**【ケース5】曜日によって異なる利用定員の2単位で実施**

単位1: 利用定員25人、サービス提供日時: 月～金、9:00～16:00  
 単位2: 利用定員10人、サービス提供日時: 土・日、9:00～13:00



→同時にサービス提供が可能な利用者数: 25人  
 ※特定の曜日の利用定員が19人以上であれば、他の曜日が利用定員19人未満でも通所介護事業所となる

4 地域密着型通所介護の「みなし指定」について

- ①平成28年3月31日現在、通所介護事業所としての指定を受けている定員19人未満の事業所については、平成28年4月1日より、事業所所在地の市町村からの指定を受けたものとみなされます(「みなし指定」)。
- ②平成28年3月31日において他の市町村の被保険者が利用していた場合は、当該他の市町村からの指定も受けたとみなされます。
- ③「みなし指定」の有効期間は、改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとなります。
- ④他市による「みなし指定」の効果は、平成28年3月31日における利用者に限られます。

## 5 「みなし指定」の辞退について

- ①地域密着型通所介護事業所の「みなし指定」を希望しない事業者は、平成 28 年 3 月 31 日までに「みなし指定を不要とする旨の申出書」の提出が必要です。
- ②本市以外の他の市町村の被保険者が利用している場合は、他の市町村にも「みなし指定を不要とする旨の申出書」の提出が必要です。
- ③「みなし指定」を辞退することで、通所介護事業所としての運営が継続できるものではありません。

→提出期限、提出先、様式等は東京都のホームページをご覧ください。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuukai/tusho\\_minashi.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai/tusho_minashi.html)

## 6 運営推進会議について

運営推進会議とは、地域との連携を図るため、利用者や利用者家族、地域代表者（自治会や民生委員など）、市職員又は地域包括支援センター職員などで構成され、提供しているサービス内容等を明らかにし、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、各事業所で設置する協議会です。

平成 28 年 4 月から、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護においても、設置が義務付けられますが、開催回数については他のサービスが 2 か月に 1 回であるのに対し、6 か月に 1 回とされています。

## 7 調整事項と今後の対応スケジュール

平成 28 年 4 月 1 日から、地域密着型通所介護事業所への移行が予定されている事業所(利用定員 19 人未満)の数は、平成 27 年 8 月提供の東京都の資料から、通所介護 40 事業所のうち 25 事業所が想定されています。

### (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降の当市の取扱いについて（現段階）

通所介護（利用定員 19 人未満）の指定を受けている事業所、及び 28 年 4 月 1 日前からの既存の利用者は「みなし指定」となると述べましたが、28 年 4 月 1 日以降の当市の取扱いにつきまして、現段階の検討内容をご説明します。

- ① 市被保険者の受け入れについて
- ② 新規参入の受け付けについて
- ③ 運営推進会議の設置と開催時期について

### (2) 今後の対応スケジュールについて

**参考** 地域密着型通所介護に関するQ&A

※今後、国からの通知等により、内容が変更となる場合があります。

Q 1	通所介護事業所の指定を受けている事業所が、地域密着型通所介護事業所に移行するにあたり、移行手続きを行う必要はあるか。
A 1	平成 28 年 3 月 31 日において通所介護事業の指定を受けている事業者は、事業所所在の市町村の長から地域密着型通所介護の指定を受けたもの(当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該市町村の長から指定を受けたもの)とみなすこと(みなし指定)となっており、新たな指定の申請や特段の手続きを行う必要はありません。 なお、新たな地域密着型通所介護事業所としての指定通知は行いません。

Q 2	利用定員が 19 人未満の通所介護事業所が、平成 28 年 4 月 1 日以降も、通所介護事業所として運営を続けることはできないのか。
A 2	できません。利用定員 19 人未満の通所介護事業所は、平成 28 年 4 月 1 日に通所介護事業所としての効力が失われることとなっています。

Q 3	地域密着型通所介護事業所となった事業所が、平成 28 年 4 月以降に利用定員を 19 人以上に変更する場合の手続きはどうなるのか。
A 3	地域密着型通所介護事業所の廃止届を東久留米市に提出するとともに、東京都に通所介護事業所の新規指定申請を行う必要があります。

Q 4	地域密着型通所介護のみなし指定の指定有効期間(満了日)はどうなるのか。
A 4	現在の通所介護の指定有効期間(満了日)が、当該のみなし指定の有効期間となります。

Q 5	住所地特例対象施設である「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の入居者は、地域密着型通所介護事業所を利用できるか。
A 5	利用できます。

Q 6	平成 28 年 4 月 1 日に地域密着型通所介護事業所に移行する事業者における、平成 28 年 4 月 1 日適用の加算届の提出先はどうなるのか。(介護職員処遇改善加算を除く)
A 6	<p>従来の届出内容を変更しない場合、改めての加算届の提出は不要です。</p> <p>従来の届出内容を変更する場合、平成 28 年 3 月 15 日 (火曜日) 【必着】までに、各区市町村 (事業所の所在地ではないが、その事業所を利用している被保険者がいる区市町村も含む。) へ加算届を提出してください。</p> <p>既に指定通所介護事業所として届け出ている加算を取り下げる場合は、平成 28 年 3 月 31 日 (木曜日) 【必着】までは東京都に、4 月 1 日以降の提出分は各区市町村 (事業所の所在地ではないが、その事業所を利用している被保険者がいる区市町村も含む。) へ届け出てください。</p>

Q 7	平成 28 年度介護職員処遇改善加算計画書の提出先はどうなるのか。
A 7	<p>平成 28 年 2 月 29 日 (月曜日) 【必着】までに東京都に提出してください。</p> <p>様式、記載方法等につきましては東京都のホームページをご覧ください。</p> <p><a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html</a></p>